

令和8年度 京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市内中小企業等による、AI・ロボティクス等の導入可能性の検討、現場課題の整理、活用方法の具体化、現場への導入及び導入効果の検討等を支援することを目的として、京都市内の中小企業等を対象に、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が実施する「京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する本店・支店、営業所、事業所、研究所等をいう。
- (2) 中小企業等 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれかを満たす法人又は個人をいう。

(支援内容)

第3条 本事業における伴走支援内容は、AI・ロボティクス等の導入可能性を検討するにあたり、次に掲げる事項について、専門家による助言、整理、検討支援等を行うものとする。

- (1) 対象となる現場、業務、工程、設備、作業体制等の概要を把握すること。
- (2) 解決を必要とする現場又は業務上の課題について、その内容、背景、影響等を整理すること。
- (3) 前号の課題が発生している工程、作業、業務プロセス、設備、帳票、データ処理等の具体的な箇所を明確にすること。
- (4) 課題及び現場状況を踏まえ、AI・ロボティクス等の活用方法、導入可能性及び実施上の留意点を検討すること。
- (5) AI・ロボティクス等の導入により期待される効果について、定性的かつ定量的な観点から整理すること。

(支援対象者)

第4条 本事業の対象者（以下「支援対象者」という。）は、京都市内に主たる事業所又は事業拠点を有する中小企業等とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の支援対象者としな

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する会社が所有している中小企業
- ⑤ ①～③に該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている会社

(2) 京都市税を滞納している者

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(5) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(7) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (9) 購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(4)から(8)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (10) (4)から(8)まで ((9)の場合を除く。)のいずれかに該当する者を購入契約その他の契約の相手方とした場合に、当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者
- (11) 前各号に規定するもののほか、当財団理事長が不適当であると認める者

(支援の申請)

第5条 本事業による支援を受けようとする者（以下、「支援申請者」という。）は、京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）を別に定める募集要領に掲げる書類を添えて、当財団が指定する期日までに当財団理事長に提出するものとする。

(支援の採択)

第6条 当財団は、前条の規定による申請があったときは、申請が到達してから概ね20日以内に、申請内容を審査のうえ、京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援審査結果通知書（第2号様式）により、支援申請者に通知する。なお、申請の到達日は前条に規定する書類に不備がないことを確認した日とする。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により、本事業の採択を受けた支援対象者は、検討構想書の内容を変更しようとする場合には、速やかに京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援（変更・中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を当財団に提出しなければならない。ただし、次の号に規定する軽微な変更の場合を除く

- (1) 支援目的に変更がなく、より効率的な支援目的の達成に役立つと考えられるもの
- 2 当財団は、前項に規定する変更等の申請があったときは、内容を精査のうえ、承認の可否を決定し、京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援変更等承認（不承認）通知書（第4号様式）により、支援対象者に通知する。

(伴走支援の実施方法)

第8条 当財団は、別に定める専門家派遣実施要領に基づき、専門家を派遣する。実施方法は次のとおりとする。

- (1) 支援対象者の課題や状況に応じて、訪問面談、オンライン面談、現場確認、資料による確認その他当財団が必要と認める方法により実施する。
- (2) 支援対象者は担当者を定め、必要な資料提供、検討事項への対応その他伴走支援の実施に必要な協力を行うものとする。

(支援対象期間)

第9条 支援対象期間は、第6条に規定する通知日から令和9年2月26日までとする。

(支援にかかる費用)

第10条 本事業による伴走支援に要する費用は、予算の範囲において当財団が負担するものとする。

- 2 支援対象者は、本事業に係る伴走支援の利用にあたり、費用を負担しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支援対象者が自ら導入する設備、試作品製作費、各種手数料等については、支援対象者の負担とする。

(支援の中止)

第11条 当財団は、支援対象者が次のいずれかに該当すると認める場合は、伴走支援を中止することができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告を行ったとき
- (2) 支援への協力が著しく不足すると認められるとき
- (3) 法令違反又は公序良俗に反する行為が認められたとき
- (4) その他事業の適正な実施に支障を及ぼすと認められるとき

(5) 廃業、解散、破産等事業の継続が不可能となったとき

(実施報告)

第12条 支援対象者は、事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援成果報告書（第5号様式）を、当財団理事長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 支援対象者は、本事業に関する書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(成果の把握のための調査と広報への協力)

第14条 本事業終了後、支援対象者は、当財団や京都市が行う、事業の成果（事業の検討の進捗状況、実証・本格導入への移行状況、課題整理の成果、導入効果の見込み等）に係る当財団の継続調査や発表会に協力しなければならない。

(立入検査等)

第15条 当財団は、伴走支援事業の適正を期するため必要があるときは、支援対象者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、関連書類その他の物件を検査することができる。

(その他必要な条項)

第16条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は当財団が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年8月17日から施行する。

別表 1 （第 2 条関係）

●中小企業等

以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する企業

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチ ューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。